

通信指令システム更新整備業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月
宇都宮市消防局

1 業務の名称

通信指令システム更新整備業務委託

2 業務の概要

超高齢社会の進行や複雑多様化する災害など、消防を取り巻く環境の変化に、より迅速・的確に対応するため、最新の機能を搭載した通信指令システムに更新整備するもの

3 プロポーザルの内容

(1) 件名

通信指令システム更新整備業務委託

(2) 業務内容

別添「通信指令システム更新整備業務委託システム調達仕様書・保守仕様書及び特記仕様書」のとおり

(3) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置して提案内容の評価を行い、随意契約の候補者を選定する。

(4) 公募方法

宇都宮市ホームページに実施要領、参加申請関係書類を掲載し、提案を公募する。

【宇都宮市ホームページ】

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/nyusatsu/koubo/index.html>

(5) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(6) 予算限度額

金2,635,747,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として示すものである。この金額を超えて提案書が提出された場合は失格とし、提案内容の評価は行わない。

(7) スケジュール

日時	内容
令和8年3月25日（水）	公募の開始
令和8年3月31日（火）午後5時まで	参加申請関係書類の提出期限
令和8年4月9日（木）午後5時まで	質問書の受付期限
令和8年4月15日（水）	質問書に対する回答
令和8年4月23日（木）	提案関係書類の提出期限
令和8年5月14日（木）頃	提案に係るプレゼンテーション
令和8年5月19日（火）以降	審査結果の通知

4 事務を担当する部署の名称及び所在地，連絡先

(1) 名称

宇都宮市消防局 通信指令課

(2) 所在地

〒320-0014 栃木県宇都宮市大曾 2 丁目 2-21

(3) 連絡先

TEL : 028-625-5599 (直通)

FAX : 028-625-3001

E-mail : u35040001@city.utsunomiya.tochigi.jp

5 手続等において使用する言語，通貨及び単位

(1) 言語

日本語

(2) 通貨

日本国通貨

(3) 単位

日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位

6 参加資格等

(1) 参加資格

本件プロポーザルに参加する者は，公告日において，以下に示す要件を全て満たす者であること。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ア 本市の入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）の「情報処理業務」及び「機器類の保守点検業務」に登録されている者又は令和 8 年 5 月 1 日時点の名簿への登録が完了する見込みである者であること。

イ 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止若しくは入札参加保留の措置が行われている者又はこれらの措置要件のいずれかに該当する事実があると認められる者ではないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし，手続開始の決定後，宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

エ 国税及び地方税に滞納がないこと。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。），暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員，取締役，執行役若しくは監査役又はこれらに準じ

るべき者、支配人及び清算人をいう。) となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

- カ 情報管理体制に対し、JIS Q 15001(プライバシーマーク)や ISO27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) などの認証等を受けていること。
- キ 本業務の業務主任担当者がプレゼンテーションに参加できること。
- ク 秘密保持誓約書を提出できる者であること。
- ケ 業務実施体制として業務主担当技術者及び副担当技術者を選任し、届け出ること。
- コ 令和2年度以降に中核市以上の自治体に通信指令システム及び消防救急デジタル無線の導入実績があり、そのシステムが納入自治体において安定稼働中であること。
- サ 共同企業体で参加する場合については、別紙「共同企業体でプロポーザルに参加する場合の取り扱いについて」に基づき参加申請をすること。

(2) 参加申請関係書類の提出

参加者は、以下のとおり「参加申請関係書類」を提出すること。

ア 提出書類「参加申請関係書類」

- ・ 参加申請書 (様式 1)
- ・ 秘密保持誓約書 (様式 2)
- ・ 令和2年度以降の通信指令システム及び消防救急デジタル無線の導入実績一覧 (様式 3) ※ 必要に応じ当市が契約書の写しを求める場合がある
- ・ JIS Q 15001(プライバシーマーク)や ISO27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) などの認証等を証明する書類の写し
- ・ 共同企業体提出書類 (様式 10~18) ※ 共同企業体での参加の場合のみ

イ 書類の作成方法

別紙 1_企画提案書等作成要領の 1「参加申請関係書類」に示す。

ウ 申請書の提出に関する質問

4 の連絡先に直接問い合わせること。ただし、基本仕様書及び提案書の作成方法に関する質問については 7 に記載の方法による。

エ 提出期限 令和8年3月31日(火)午後5時まで

オ 提出場所 〒320-0014 栃木県宇都宮市大曾2丁目2-21

宇都宮市消防局 通信指令課

カ 提出部数 1部

キ 提出方法 上記提出場所に持参または郵送(書留に限る。)により提出すること。それ以外の方法での提出は認めない。なお、提出時間は、本市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとする。

7 質問及び回答

(1) 質問書の提出

ア 提出期限 令和8年4月9日(木)午後5時まで

イ 提出場所 宇都宮市消防局 通信指令課

ウ 提出方法 質問書（様式 4）により電子メールにて提出すること。それ以外の方法での提出は認めない。

E-mail : u35040001@city.utsunomiya.tochigi.jp

(2) 質問書の回答

提出された質問及び回答は、令和 8 年 4 月 15 日（水）にすべての参加者に電子メールで送信する。

なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書に対する追加または修正とみなす。

8 提案書の提出について

(1) 提出書類

下記の書類を提出すること。

ア 表紙（様式 5）

イ 業務実施体制（様式 6）

ウ 予定技術者の経歴等（様式 7）

エ 業務実施工程表

オ 企画提案書

カ 概算費用見積書

キ 通信指令システム更新整備業務契約用委託仕様書案

(2) 企画提案書等の作成方法

各書類の作成方法については、別紙 1_企画提案書等作成要領の 2「企画提案書」に示す。

(3) 提出期限

令和 8 年 4 月 23 日（木）午後 5 時まで

(4) 提出場所

〒320-0014 栃木県宇都宮市大曾 2 丁目 2-21

宇都宮市消防局 通信指令課

(5) 提出方法

提出する提案は 1 案とし、持参または郵送（書留に限る。）により提出すること。それ以外の方法での提出は認めない。なお、提出時間は、宇都宮市の閉庁日を除く、各日午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(6) 提出書類の規格

- ・ 原則として A4 判・縦型・横書き・左綴じで作成すること。
- ・ 添付書類についても可能な限り A4 判規格にそろえるものとする。

(7) 提出書類の形態及び部数

提出書類の形態及び部数等については次のとおりとすること。

- ・ 提出書類（紙媒体：カラー） 10 部（うち 1 部は未製本）
- ・ 提案書類の電子データ（CD-R 又は DVD-R） 1 部

(8) 疑義の照会

期限までに提出のあった提案書について、後日、宇都宮市から照会を行うことがあ

る。

(9) 提案のための費用負担

提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。

(10) 提案書の提出辞退

提案の辞退を希望する場合は、辞退届を文書で提出すること。

なお、辞退は自由であり、今後、不利益が生じることはない。

(11) その他

ア 提案書の取り扱い

- ・ 提案書の提出後において、提案者の選定までの間は、提案書に記載された内容の追加及び変更は原則認めない。
- ・ 提出された提案書等は一切返却しない。
- ・ 提出された提案書等は複製する場合がある。

イ 提案書の公開等

提案書等は、宇都宮市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、技術情報等の企業秘密など非公開とすべき部分を除き公開される場合がある。

ウ 秘密の厳守

本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

9 提案書記載事項

各書類の作成方法については、別紙 1_企画提案書等作成要領の 2「企画提案書」に示す。

10 審査方法及び審査結果

提出された提案書の審査と併せて、提案内容に係るプレゼンテーション審査を実施し、提案者への質疑等を行った上で、最も優れた提案をした提案者及び次順位者を選定する。

(1) 提案のプレゼンテーション

- ア 日 時 令和 8 年 5 月 14 日（木）前後の当市が指定する日時
順番及び時間については、別途連絡する。
- イ 場 所 当市が指定する場所（別途連絡）
- ウ 参加者数 業務主任担当予定者を含む 3 名まで
- エ 説明時間等 持ち時間は 50 分（説明 30 分程度、質疑応答 20 分程度）とする。
- オ 説明資料等 Microsoft Office Word 又は PowerPoint で作成した企画提案書の概要版電子データ（CD-R 収録）をあらかじめ用意すること。
なお、パソコン、プロジェクター、スクリーンは当市で用意する。
（庁内ネットワークに接続しない場合は、提案者の機器使用も可とする。）
- カ 説明内容等 予め提出した企画提案書の内容について、説明すること。

(2) 提案者の失格事項

- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ・ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者

- ・ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- ・ その他この要領の諸条件に違反した者

(3) 審査結果の発表

- ・ 審査結果については、令和8年5月19日（火）以降に提案者に書面で通知する。
- ・ 次順位者として選定された者及び選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日（ただし、宇都宮市役所の閉庁日を含まない。）以内の午前8時30分から午後5時までに審査結果の通知を持参の上、書面により申請するものとする。なお、その回答は後日、書面により行うものとする。
- ・ 審査結果に対する、異議申し立ては受け付けない。

11 契約

- ・ 最も優れた提案を行った提案者を契約候補者とし、随意契約を締結する予定であるが、契約候補者と契約締結に至らなかった場合は次順位者を新たな契約候補者とする。
なお、本業務委託に係る契約は令和8年6月開催の宇都宮市議会の議決に付するものとする。
- ・ 契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- ・ 当市は、契約締結後においても、契約業者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。
- ・ 別紙「通信指令システム更新整備業務委託システム調達仕様書・保守仕様書及び特記仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、受託候補者の企画提案内容は、企画提案書を契約書に添付し、基本仕様書に、「業務の実施にあたっては本仕様書のほか、本業務の公募型プロポーザル時に提出した企画提案書における提案内容に準拠するものとする。」といった一文を付記することにより、その履行を担保するものとする。

12 その他

この要領は、令和8年3月1日（土）から適用し、契約を締結した日の翌日にその効力を失う。